



水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業

令和4年度決算 黒字決算も経費は増大。 より一層の経営健全化を。

問い合わせ 上下水道局業務課 ☎592193

水道事業、工業用水道事業、および公共下水道事業は、地方公営企業としてそれぞれが独立採算で経営されています。

令和4年度の収益的収支では、水道事業会計で約300万円の黒字、公共下水道事業会計で約8900万円の黒字となりました。しかしながら、人口の減少などの影響により収入が減少傾向にある一方で、老朽化した設備・管路の更新を進める必要があり、年々経営状況は厳しさを増しています。

また、工業用水道事業会計の収益的収支では、約1億1000万円の黒字となりましたが、企業債の償還が大きな負担になっています。

今年度においては、3事業会計とも黒字を維持していますが、物価高騰や電気料金の値上げなどに伴い、

経費は増大傾向にあります。より一層の経営健全化が求められます。水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業会計の令和4年度決算書などを市ホームページで公開しています。

決算の概要

市ホームページ（ホーム「組織から探す」→上下水道「上下水道局」→上下水道局等のご紹介）で検索、またはQRコードからご覧ください。



決算審査意見書【公営企業会計】

市ホームページ（ホーム「組織から探す」→監査委員「監査事務局」→業務案内「監査」→監査の結果等）で検索、またはQRコードからご覧ください。



損益計算書

（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：円）

収 益	水 道 事 業	公共下水道事業	工業用水道事業
料 金 収 入	413,169,665	437,252,975	467,621,639
そ の 他 営 業 収 益	16,058,483	243,001,312	126,000
営 業 外 収 益	81,152,075	266,303,202	37,004,484
そ の 他	78,788	115,703	0
収 益 合 計	510,459,011	946,673,192	504,752,123

費 用	水 道 事 業	公共下水道事業	工業用水道事業
人 件 費	46,675,379	28,531,955	20,369,082
物 件 費	190,540,297	355,081,811	115,872,844
動 力 費	4,118,558	174,122	508,860
受 水 費	98,103,240	0	0
支 払 利 息	10,214,202	30,048,872	24,079,498
減 価 償 却 費	157,120,399	425,509,680	233,230,067
そ の 他	197,761	17,630,362	3
費 用 合 計	506,969,836	856,976,802	394,060,354

純 利 益	3,489,175	89,696,390	110,691,769
-------	-----------	------------	-------------

※消費税・地方消費税抜き

10月1日に発生した断水の経緯と対応

問い合わせ 上下水道局業務課 ☎592193

破損した配水管



断水等対応の概要

問い合わせ 工務課 ☎592192

○10月1日午前4時ごろ、立戸2丁目地内の配水管（管口径350mm）が破損し、大規模な漏水が発生。管内の水圧低下および市内に水を供給する主要配水池の水位が低下したことから、市内の広範囲（上水道供給世帯数の73%にあたる約9100世帯）で断水が発生しました。

○13時ごろに臨時給水所を市役所に設置。以降アゼリアおおたけ、ほか3箇所に順次設置しました。

○13時30分ごろ配水系統の切り替えにより小方、晴海、御園などの地区（約1200世帯）の断水はおおむね解消しました。

○21時ごろに漏水が発生した箇所の修理を終え、断水が解消しました。○その後も断水の影響により広範囲で赤水（さび水）等が発生しました。

漏水の原因

漏水した配水管は、昭和20年以前に敷設されたとみられ、70年以上が経過しており、老朽化が原因と考えられています。

老朽管の敷設替え

上下水道局では古くなった水道管を新しくする工事（敷設替え）を順次行っています。しかし老朽管は、まだ市内に多く残っています。漏水事故や赤水等が発生している管を優先して敷設替えを行っています。老朽管の敷設替えが完了するには長期間を要します。

赤水が原因で機器などを修理した方

問い合わせ 業務課 ☎592193

今回の断水に伴う赤水等を使用したことで、給水装置などの機器が故障し、修理などが必要になった場合は、その費用を上下水道局が負担します。すでに自己負担で修理などを行った方も対象になりますので、相談してください。

※すでに修理などを行った場合は、領収書、レシートが必要になります。※メーカーや修理業者に赤水等による故障と認められなかった場合は、上下水道局の負担の対象とならない可能性があります。

赤水の捨て水への減額

問い合わせ 業務課 ☎592191

断水に伴い広範囲で赤水等が発生し多くの利用者の方に捨て水の協力をしていただきました。赤水等が発生したと思われる地区の10月検針分の上下水道料金は、10月検針の水量、直近の平均水量（前期分、前々期分の平均）および前年同期の水量のいずれか少ない水量で請求を行います。また、赤水等の捨て水は検針日をまたいで協力していただきましたので、12月検針分も同様の請求を行います。

ただし、基本水量を超えていない方は料金に影響がないため水量の調整は行いません。

【対象地区】

新町、油見、本町、白石、元町、西栄、南栄、東栄、北栄、立戸、御園、御園台、三ツ石、小方、小方ヶ丘、晴海、黒川1丁目、港町、明治新開、防鹿、木野、岩国市御堂原地区など
※対象地区内であっても、配水系統が異なり赤水等の影響がなかった場所を除きます。